

此の当面せし現実の彼執に對し、^三備はなるとは、僥運、運動はな
 儀違はアルに、^二あはゆる愚考を手段と違はせしむ、然る責任者
 として、資本家政府に對して最大限度を、最小限度を、^一出
 死の要請を、^四切迫するに、^五彼等より先小曲を存せしむ、^六人出、^七一考
 兄、^八未だ、^九失業者の運動に参加せよ。殺倒せよ。

一九三三年二月

南葛労働會

火議

- 一 政府は失業者に對し、賃金平均と生活費を支給する事。
- 二 政府は速に現在、野的労働組合を公認する事。
- 三 政府は現在の職業紹介所を撤廃し、新設の職業紹介の機関を設くる事。
- 四 其の職業紹介所機関は各庄労働組合の幹部を以て管理せしむる事。
- 五 政府は各資本家上對し、職業紹介機関を経営する者には絶対的雇傭せしめざる事。
- 六 政府は各資本家上對し、職業紹介機関を経営する者には絶対的雇傭せしめざる事。